

理容所・美容所、クリーニング所の 開設手続きについて



尼崎市

～理容・美容所の開設までの手続き～

1 開設までの流れ

事前相談

- 法令等で定められた施設の構造設備が基準に合致しているかを確認しますので、計画の段階で施設の平面図（寸法や設備の配置がわかるもの）を持参のうえ、**事前に**ご相談ください。

届 出

- 開設にあたり、必要な書類を添えて「開設届出書」を提出してください。（開設の2週間前までには提出をお願いします。）

施設検査

- 施設完成後、保健所職員が施設基準等に適合しているかを確認します。
（設備が整っていない場合は再検査となりますので、ご注意ください。）

検査確認 済証の 交付

- 最終審査後、全ての要件に適合していることが確認できた場合に、検査確認済証を交付します。

開 店

2 開設時に必要な書類



分 類		必要書類等	備 考
開設届と 手数料	☐	理容・美容所開設届	生活衛生課の窓口で配布しています。
	☐	検査手数料	手数料は 16,000円 です。 現金をご用意ください。
添付書類	☐	施設の平面図等	構造及び設備の概要がわかる 書類をご用意ください。
	☐	付近の見取図	
	☐	(開設者が外国人の場合) 住民票の写し	住民基本台帳法第30条の45に 規定する国籍等を記載した ものがが必要です。
	☐	(開設者が法人の場合) 定款若しくは寄附行為の写し 又は登記事項証明書	3 カ月以内 のものをご用意 ください。
	☐	(移動理容・美容所の場合) 1.移動経路、2.営業場所、3.営業時間、4.車両の保管場所、 5.自動車登録番号又は車両番号を記載した書類をご用意 ください。	
提示書類	☐	理容・美容師免許証	有資格者全員分の 原本 を ご用意ください。 確認後、お返しします。
	☐	医師の診断書 (結核、皮膚疾患等の有無に関する もの)	有資格者全員分が必要です。 (診断日から3カ月以内で、 医師の個人印が押印されて あるもの。)
	☐	管理理容・美容師講習会修了 証書	有資格者が2人以上従事 する場合があります。 原本 をご用意ください。 確認後、お返しします。

3 理容・美容所の施設基準

- ☐ 隔壁又はこれに類するものにより外部と完全に区分すること。
- ☐ 作業場及び待合所を設け、これらを明確に区分すること。
- ☐ 作業場の床面積は、次に掲げる区分に応じ、ア又はイに定める面積以上とすること。
 - ア 設置する作業椅子が2脚までの場合 **9.9㎡**
 - イ 設置する作業椅子が2脚を超える場合は以下のとおり。

【理容所】 $\{ (a) - 2 \} \times 2.5 \text{ m}^2 + 9.9 \text{ m}^2$ (aは椅子の数)
【美容所】 $\{ (a) - 2 \} \times 1.65 \text{ m}^2 + 9.9 \text{ m}^2$

- ☐ 床面及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用し、容易に清掃を行うことができる構造とすること。
- ☐ 作業場の天井の高さは、床面から2.1m以上とすること。
- ☐ 採光、照明を充分確保すること。
- ☐ 充分な換気を確保し、室内の空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
- ☐ 器具を消毒する場所を設け、消毒器、薬品等を備え付けること。
- ☐ 流水式の洗場及び石けん又は消毒液が備え付けられている流水式の手洗設備を設けること。
- ☐ 作業場には、湯を供給することができる洗髪設備を設けること。
- ☐ 作業場には、客に接して使用する布片、紙片、消毒剤の器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。
- ☐ 作業場は、理容・美容に関係のない用途に使用しないこと。
- ☐ ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- ☐ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道により供給される水を使用すること。
- ☐ 応急手当薬品等を常備すること。
- ☐ ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
- ☐ 車内理容・美容所については、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 換気上有効な機械換気設備を設けること。
 - イ 200L以上の容量を有する給水タンク及び200L以上の容量を有する排水タンクを設けること。
 - ウ 作業場の床は、作業中においては、支柱その他の設備により水平に固定すること。

検査確認時までに、いま一度確認を！

- ・ 作業場の床面積や天井までの高さは基準を満たしていますか？
- ・ はさみなどの器具を消毒する消毒器、薬品は備えていますか？
- ・ 手洗設備には、石けん又は消毒液を備え付けていますか？
- ・ 洗髪設備からはお湯が供給されますか？
- ・ 応急手当ができる薬品などを備えていますか？
- ・ ふた付きの汚物箱と毛髪箱を備えていますか？



～理容・美容所の開設後の手続き～

届出事項を変更した場合

変更内容		必要書類
開設者が個人の場合	住所の変更	
	氏名の変更	戸籍抄本の写し等変更を証する書類を添付してください。
開設者が法人の場合	本社所在地の変更	登記事項証明書を添付してください。
	会社名、代表者氏名の変更	
施設名称の変更		
営業設備・構造の変更	変更部分を明示した図面を添付してください。	
管理理容・美容師の変更	理容・美容師免許証及び管理理容・美容師を証する書類の 原本 （理容・美容師免許を取得後3年以上理容・美容業務に従事し、都道府県知事指定の講習会修了者であること）を提示してください。	
従事者の変更	理容・美容師については、理容・美容師免許証の 原本 及び結核・感染性皮肤病疾患・その他厚生労働大臣の指定する感染性疾患の有無に関する医師の診断書を提示ください。	

開設者の地位承継

分類	必要書類
事業譲渡	譲渡が行われたことを証する書類を添付してください。
	届出者が法人である場合は、登記事項証明書を添付してください。
相 続	戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写しを添付してください。
	相続人が2人以上である場合は、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付してください。
合併・分割	登記事項証明書を添付してください。
届出者が外国人の場合	住民票（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの）の写しを添付してください。

廃止の届出

営業を廃止された場合は、検査確認済証を添付のうえ廃止届を提出してください。

死亡・解散された場合は、検査確認済証、死亡・解散を証する書類及び開設者との関係がわかる戸籍謄本等を添付してください。

～クリーニング所の開設までの手続き～

1 開設までの流れ

事前相談

- 法令等で定められた施設の構造設備が基準に合致しているかを確認しますので、計画の段階で施設の平面図（寸法や設備の配置がわかるもの）を持参のうえ、**事前に**ご相談ください。

届 出

- 開設にあたり、必要な書類を添えて「開設届出書」を提出してください。（開設の2週間前までには提出をお願いします。）

施設検査

- 施設完成後、保健所職員が施設基準等に適合しているかを確認します。

（設備が整っていない場合は再検査となりますので、ご注意ください。）

検査確認 済証の 交付

- 最終審査後、全ての要件に適合していることが確認できた場合に、検査確認済証を交付します。

開 店

2 開設時に必要な書類



分 類		必要書類等	備 考
開設届と 手数料	☐	クリーニング開設届	生活衛生課の窓口で配布しています。
	☐	検査手数料	手数料は 16,000円 です。 現金をご用意ください。
添付書類	☐	施設の平面図等	構造及び設備の概要がわかる 書類をご用意ください。
	☐	付近の見取図	
	☐	(開設者が法人の場合) 定款若しくは寄附行為の写し 又は登記事項証明書	3カ月以内 のものをご用意 ください。
	☐	(営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店 を営んでいる場合) 1.クリーニング所又は無店舗取次店の名称、2.クリーニング所 の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車 登録番号若しくは車両番号、3.従事者数、4.クリーニング師の 氏名を記載した書類をご用意ください。	
提示書類	☐	クリーニング師免許証	有資格者全員分の 原本 を をご用意ください。 確認後、お返しします。

3 クリーニング所の施設基準

- 作業場は、住居の用に供する部分及び他の営業の用に供する部分との間に隔壁等を設け、作業を行うために適当な広さを確保すること。
- 作業場の床面は、容易に清掃を行うことができる構造とすること。
- 洗い場の床、周壁のうち水がかかる部分は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料で作られており、また床については適当な勾配を設けること。
- 洗濯物の洗濯をするクリーニング所には、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えること。ただし、脱水機の効用を有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。
- 洗濯物は、戸棚、容器等により整理し、保管すること。
- 洗濯物の処理のために使用する溶剤、洗剤等は、適切に保管すること。
- 洗濯が終わっていない洗濯物の処理は、洗濯又は仕上げが終わった洗濯物を汚染しないような場所で行うこと。また、洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。
- 排水溝は、汚水が停滞せず、完全に汚水を排水することができる構造とし、定期的に清掃を行うこと。
- ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- 洗濯の用に供する水は、清浄な水を使用すること。
- 霧吹き作業は、噴霧器を使用すること。

(取次店について)

上記の施設基準のうち、下線部について適用されます。

取次店とは？

洗濯物の処理をせずに受取及び引渡しのみを行う施設が取次店になります。
取次店の場合は、必ずしもクリーニング師を置く必要はありません。

有機溶剤を使用して、洗濯、染み抜きを行う場合

- 有機溶剤は、適切に保管し、取り扱うこと。
- 有機溶剤を使用する洗濯機は、定期的に点検し、適切に管理すること。
- 有機溶剤を使用する作業場には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
- 有機溶剤を使用して染み抜き等の処理を行う場合は、局所排気装置を使用すること。

指定洗濯物（オムツ、タオル、医療寝具等）を取り扱う場合

- 指定洗濯物の消毒が終わるまでの処理は、専ら指定洗濯物の処理を行うべき場所として指定されている場所（以下、「指定洗濯物処理場」という。）において行うこと。
- 指定洗濯物処理場において使用される機械及び器具は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- 指定洗濯物処理場には、流水で手指を洗浄できる設備に消毒効果を有する石けん、消毒薬等を設置し、指定洗濯物の処理に従事した者に、その作業終了後、手指の消毒を行わせること。



～クリーニング所の開設後の手続き～

届出事項を変更した場合

変更内容		確認書類
開設者が個人の場合	住所の変更	
	氏名、本籍の変更	戸籍抄本の写し等変更を証する書類を添付してください。
開設者が法人の場合	本社所在地の変更	登記事項証明書を添付してください。
	会社名、代表者氏名の変更	
施設名称の変更		
営業設備・構造の変更	変更部分を明示した図面を添付してください。	
営業種別の変更		
クリーニング師の変更	クリーニング師免許証の 原本 を提示してください。	
従事者数の変更		

開設者の地位承継

分類	必要書類
事業譲渡	譲渡が行われたことを証する書類を添付してください。
	届出者が法人である場合は、登記事項証明書を添付してください。
相 続	戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写しを添付してください。
	相続人が2人以上である場合は、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書を添付してください。
合併・分割	登記事項証明書を添付してください。
届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合	1. クリーニング所又は無店舗取次店の名称、 2. クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、 3. 従事者数、 4. クリーニング師の氏名（ある場合） を記載した書類を添付してください。

廃止の届出

営業を廃止された場合は、検査確認済証を添付のうえ廃止届を提出してください。

死亡・解散された場合は、検査確認済証、死亡・解散を証する書類及び開設者との関係がわかる戸籍謄本等を添付してください。



尼崎市保健所 生活衛生課

〒660-0052

兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号

フェスタ立花南館5階

電話番号 06-4869-3017

ファックス番号 06-4869-3049